

『中等国文』(1943)の研究

—『中等国文五』・『国文六』を中心に—

吉田裕久

(2009年10月6日受理)

A Study of Chuto-Kokubun (1943)
— Vol. 5 and 6 of Chuto-Kokubun —

Hirohisa Yoshida

Abstract: The reality of the Middle School Japanese language Textbooks “Chuto-Kokubun” has not been made clear. In this paper, I will make out three points as follows: (1) Chuto-Kokubun was compiled and published: vol. 1・2 were for the first grade, vol. 3・4 were for the second grade, vol. 5 was for the third grade, and vol. 6 was for the fourth grade. (2) Vol. 5 and 6 of Chuto-Kokubun were compiled, but not used. (3) Several materials of Vol. 5 and 6 of Chuto-Kokubun were duplicated.

Key words: Chuto-Kokubun, authorized textbook, government-designated textbook, five-selected-textbook

キーワード: 中等国文, 検定, 国定, 五種選定

はじめに

『中等国文』については、前々稿・前稿¹⁾において記したように、国語教科書史上の要所に属する教科書²⁾でありながら、混乱期、資料不足等で、これまで必ずしも十分な研究(解明)がなされてきたとは言えない。未だに解決されていない事項として、前稿に、次の三点を掲げた。

- 1 『中等国文』は、果たして何冊が編集・発行されたのか?
- 2 『中等国文五』及び『国文六』をどう位置づけるか?
- 3 編集趣意書について、これまで取り上げられたことがないが、編集・発行されたのか?

教科書研究としては、基本的な問いばかりである。このうち3については、前稿において、編集趣意書巻一・巻三³⁾を資料として、『中等国文』巻一・巻三の目標・内容・方法について分析・考察した。

そこで本稿は、さらに残されている課題、1と2に

ついて考察を試みたい。

1. 『中等国文』の編集・発行

「中等国文」は、合計何冊が発行されたのか。このことを考える前提として、まず当時の教育事情、教科書・国語教科書事情を振り返り、次いでこの『中等国文』に関する先行研究に触れ、この『中等国文』全体の冊数・構造等について明らかにしていきたい。

(1) 戦時期における中等学校教育・教科書事情

①教育事情

昭和16年度の国民学校改革を受けて、新しい中等学校制度が昭和18年度から実施された。

中等学校(中学校・高等女学校・実業学校)は、「中等学校ノ修業年限ハ四年トス」(「中等学校令」第七条、昭和18年1月21日、勅令36号)によって、昭和18年度から、修業年限が一年短縮されることになり、それまでの五年から四年になった。

その二年後の昭和20年には、「国民学校初等科ヲ除キ、学校ニ於ケル授業ハ昭和二十年四月ヨリ昭和二十一年三月ニ至ル間、原則トシテ之ヲ停止スル。」(『決戦教育措置要項』(昭和20年3月閣議決定))によって、中等学校は休校状態になっていった。そして、そのまま終戦を迎えることになる。となると、通常であれば、昭和20年には、巻八まで準備されるはずだが、この年に授業が行われなくなると必ずしも実際に刊行されなくても良くなったということになる。

②教科書・国語教科書事情

一方、教科書は、この教育事情の変転に伴ってどのように展開したか。実は、この期間は、教科書にとっても変革期のただ中であつた。検定→五種選定→国定と目まぐるしく変わったからである。この間の経緯を『中等国文』前史として、少し詳しく見ていきたい。

a. 検定→五種選定

明治19年以来、中等学校国語教科書は、小学校・国民学校が国定化されていくのとは異なり、ずっと継続的に検定教科書が用いられていたが、昭和16年、その検定教科書の数を各教科五種に絞るという事態が生じてきた。この背景として、次のようなことがあつたという。

中等学校の検定教科書は昭和十二年の教授要目改正を一時期として、発行種目はますます増加し、同一種類の教科書が多数にのぼり、無用の販売競争も行われ、なんらかの措置を講ずるのを良策とするとの声もあつたが、時局の進展につれてようやく物資の需給が円滑を欠くようになって、このままでは検定教科書の発行供給にも支障を生じるおそれが色濃くなってきた。そこで文部省は、十五年七月、発行者に対して自主的な整理方を求めざるを得ないことになり、その方針を示して協力を求めるころがあつたが、ついに文部省は同年八月末、各教科目ごとに五種の教科書に限定する旨を明示することになった。

この方針は文部当局の固い決意のもとに推進され、同年十月、検定済教科書の五種選定の結果が発表された。かくて各学校は、選定された各教科目五種類の教科書の中から選定採択をなし、その需要数を通報し、これに基づいて文部省は発行者のため製造に要する用紙その他の資材のあっせんをなし、供給の万全を取りはからつた。これがいわゆる「五種選定」であるが、五種選定の線は、やがてはさらに一種検定の線にまで進むことを余儀なくされていったのである⁴⁾。

こうして、検定教科書を五種に限定するという新しい状況を呈したのである。

b. 五種選定

その選定の結果が、『昭和十六年度使用中等学校教科用図書総目録』(中学校の部)、『昭和十六年度使用中等学校教科用図書総目録』(高等女学校の部)』に示された。それによれば、国語教科書の場合、次のようになっている⁵⁾。図書名、著者・発行者(出版社)を記すことにする。

[中学校] 国語漢文科(国語)

○国語 改訂版 岩波編集部 岩波書店

○中学国文教科書 吉田弥平・石井庄司 光風館書店

○純正国語読本 改訂版 五十嵐力 早稲田図書出版社

○新制国語読本 東条操 三省堂

○新編中等国語読本新制版 金子元臣 明治書院

[高等女学校] 国語科(国語)

○女子新国文 改制新版 芳賀矢一・橋本進吉 富山房

○女子新国語読本新制版 沢湯久孝・木枝増一 東京修文館

○女子大日本読本 新訂版 藤村作 大日本図書

○聖代女子国語読本 吉澤義則 星野書店

○純正女子国語読本改訂版 五十嵐力 早稲田図書出版社

このうち、「国語」(岩波書店)を編纂した西尾実には、次のような回想がある。国語(岩波書店)は、男子用は選ばれたが、女子用は選ばれなかった。

前年七月に完成し、十二月に検定済となった、岩波書店刊行の『国語 女子用』十冊は、この年の新学年から採択・使用が開始された。教科書としての出来ばえは男子用を上まわるものとされたが、戦時下になって、民間出版社の検定教科書が前年度実績順の五社に制限されたため、発足がおくれて、実績が及ばず、発行停止となつたので、男子用のような普及を見ないままに終ってしまった。⁶⁾

五種選定が、前年度使用実績に基づいて行われたことが伺える。

c. 五種選定→国定

この五種選定教科書もつかの間、さらに一種選定=国定化へとつながっていくのである。

昭和18年1月21日、『中等学校令』によって、「中等学校ニ於テハ文部省ニ於テ著作権ヲ有スル教科用図書ヲ使用スベシ」⁷⁾となり、教科書の国定化が実施されることになった。

時局の要請のおもむくところ、中等学校用の国定教科書として修身・国文・文法・漢文・地理・数学・生物・物象・家事・被服・工作等の国民科・理

数科・家政科・芸能科の教科書が次々と編修発行された(公民科は既刊)。文部省で著作するようにならなかったものについては、もちろん検定本の使用を許可したのであるが、さきの五種選定の教科書も法令の改正に伴って改廃を見、およそ一本化されて、一種検定即国定に移行していった。(中略)中等学校令による新制度は、特に教科と修練との一体的関連に意を用いるところの教育が要請され、その使用する教科書もじゅうぶんに国家意思を反映させることとなり、国定教科書制度を中等学校で採用するようになったのであるが、戦局はこのころから苛烈となって、実物の教科書そのものは簡素なものしか出なかったのである⁸⁾。

こうして、中等国語教科書(国文)は、新たに文部省著作の国定教科書として『中等国文』が編修・発行されることになるのである。

この間の中等学校用国語教科書の経緯を次のように整理することができよう。

昭和15年度まで 検定教科書

昭和16年度 五種検定

△昭和18年度 中等学校四年制となる

昭和19年度 国定教科書

このように教育・教科事情を見てくると、『中等国文』使用開始の昭和19年度の中等学校(中学校・高等女学校)は1年短縮の4年生までだから、これまでの1学年2冊の教科書で想定すると、合計8冊が必要になる。したがって、国語教科書(『中等国文』)が8冊(一～八)発行されていれば何の問題もない。ところが実際には、『国文六』も含めても6冊しか発行されていない。この事実をどう解釈するかというのが課題となるのである。

(2) 中等国語教科書(発行・供給)の実態

一方、教科書の発行・供給の実態はどうであったのか。筆者が、国立教育研究所附属図書館等で閲覧・収集し得たものから言えば、次のような実態である。

①中学校用(男子用)

	印刷	発行	翻刻印刷	翻刻発行
中等国文一(11)	18.12.10	18.12.14	非売品	
(修)	19.12.1	19.12.5	19.12.5	19.12.10
中等国文二(11)	19.8.18	19.8.22	19.8.22	19.8.30
中等国文三(11)	18.12.27	18.12.31	非売品	
(修)	19.12.6	19.12.10	19.12.10	19.12.15
中等国文四(11)	19.9.6	19.9.10	19.9.10	19.9.30
中等国文五(11)	20.1.20	20.1.24		
国文六	20.1.26	20.1.30		

②高等女学校用(女子用)

	印刷	発行	翻刻印刷	翻刻発行
中等国文一(12)	18.12.20	18.12.24	18.12.24	19.4.1
(修)	20.1.5	20.1.10		
中等国文二(12)	19.8.16	19.8.20	非売品	
中等国文三(12)	19.1.6	19.1.10	19.1.10	19.5.15
(修)	19.12.21	19.12.25		
中等国文四(12)	19.9.9	19.9.13	19.9.13	19.9.30
中等国文五(12)	20.1.24	20.1.28		
国文六	20.1.25	20.1.29		

以上のように、『中等国文』は男子用(教科書番号11)・女子用(教科書番号12)がそれぞれ巻一～五まで五冊が編集されたようである。「ようである」と言うのは、国立教育研究所附属図書館には、文部省から寄贈された教科書が所蔵されているからである。中には、文部大臣に提出された印(大臣用)のあるものもある。ただ、これら提出されたものがすべて発行、供給、使用に至ったかどうかについては検討の余地を残している。これまでの先行研究でも、この辺りは未解明部分である。なお、これまで『中等国文六』以降のものは発見されていない。その代わりにと言って良いと思われるが、『国文六』が所蔵されている。となると、『中等国文』は巻五までが編修(刊行予定)され、巻六以降のものはない(『国文七』以降もない)と見て良いだろう。

この『中等国文』の場合、奥付から判断すると、

○原稿本(翻刻するための原稿、印刷・発行)

○初版本(印刷・発行・翻刻印刷・翻刻発行)

○修正本(印刷・発行・修正印刷・修正発行・修正印刷・修正発行・修正翻刻印刷・修正翻刻発行)

以上の三種が存在している。巻ごとに見ると、

巻一～巻四——初版本(18年度発行、19年度使用)

巻一・巻三——修正版(19年度修正・発行、20年度使用予定)

巻五——原稿本(19年度発行、20年度使用予定)

となっている。つまり、巻一～巻四の初版本が編修・発行され、そのうち巻一と巻三(前期用)は修正され、巻五が準備されていたと見ることができる。なお修正本は、奇数巻(巻一・巻三)のみで、それらはいずれも付録教材を削除したものである。この措置は、同時期の国民学校用国語教科書も同様である。用紙の節約に起因するものだろうか。その点では、20年度用としての巻五が最初から付録教材が無いというのもそうした反映なのかもしれない。

以上が、『中等国文』の発行・供給状況である。

こうして、この時期の教育事情、教科事情の両面から見ると、肝心の『中等国文』が何冊発行されたか

という課題については、おそらくこの『中等国文』（一～五）、及び『国文六』の合計六冊だと考えてよいのではないか。これ以外の発行を教育事情からも、また教科書発行・供給の実態からも予想することが難しいからである。

つまり、『中等国文』は一から五までの5冊、そして類書である『国文六』が1冊、合計6冊が発行されているということである。8冊必要なところに、5冊と1冊、合わせて6冊しかない。『中等国文』が未完で六から八まで継続するのか、それとも『国文六』が七・八と継続するのか、ともにないというのが結論である。

(3) 先行研究

この時期の教育事情、教科書の実態を見てきて、『中等国文』に関する先行研究を見てみよう。

①井上敏夫

井上は、『国語教育史資料 第二巻 教科書史』において、次のように述べている。

この国定本の教材一覧表を、九年前の前記岩波版『国語』の教材一覧表と比較するとき、その変転の大きさに驚かされるとともに、全巻完成を見ずに消滅せざるをえなかった必然性も、おのずから首肯されるであろう。⁹⁾

「九年前の前記岩波版『国語』とは、五種選定になる前の検定教科書のことを指していると思われる。この時、教科書は、5学年各学年2冊、合計10冊が刊行されている。これに続く五種選定（昭和16年）のときも、巻数は同様であった。こうした前例に即すれば、この『中等国文』5冊を、井上が「全巻完成を見ずに消滅せざるをえなかった」と見たのも無理はない。だが、これは正しかったのか。

②内藤一志

一方、これまた数少ない先行研究の一つとして、内藤一志「国定教科書『中等国文』考」がある。内藤は、この井上の指摘をふまえて、次のように述べている。

『中等国文五』をして、「三年前期用とすることは難しいと考える。しかし、後述するように『中等国文五』と『国文六』を比較したとき、重複する教材も多く、計画的な教科書作成ではないことが明らかである。『中等国文』が「未完」であることは指摘できよう¹⁰⁾。

つまり、内藤も井上同様に、『中等国文』未完説を採っている。内藤は、さらに『中等国文五』と『国文六』の重複教材に触れ「計画的な教科書作成ではない」と述べている。これは正しいのか。

こうして見てくると、『中等国文』は未完、『国文六』

の存在は不可解というのが、先行研究の結論といえよう。なお、井上は、『国文六』については全く触れていない。

むしろ、このように仮説するのも無理からぬところもある。それまでは、二冊で1学年、これが当時の国語教科書の常識であったからである。本稿は、これらの言及・考察を出発点としている。

(4) 『中等国文』の目次

それでは改めて『中等国文』目次を掲げてみよう（誌面の都合で、(12)の筆者・出典を省略する）。

中等国文一 (11)	中等国文一 (12)
1 富士の高嶺 (万葉集)	富士の高嶺
2 産土神と氏神 (芳賀矢一)	産土神と氏神
3 松江の暁 (小泉八雲)	新緑の表参道
4 菖蒲の節供 (島崎春樹)	鯉の母
5 姫路城 (小学国語読本)	戦国の女性
6 戦国の武士 (常山記談)	三坪の土地あらば
7 柿の花 (正岡子規)	五月の空
8 涼み台 (寺田寅彦)	野鳥
9 武士気質 (藩翰譜)	父の仇
10 親心 (雲萍雑誌)	夏二題
11 朝のころ (橘曙覧)	木霊
12 泉の徳 (柳田国男)	山里
13 _____	親心
14 _____	心の垢
15 _____	旧都の月
16 _____	出陣
附録	
1 全日本地図 (武藤勝彦)	燈標の火
2 黒潮と親潮 (日高孝次)	開墾記
3 燈標の火 (横澤千秋)	満州の祭
4 白旗の進む丘 (酒井寅吉)	戦場
5 月を語る両提督	

中等国文二 (11)	中等国文二 (12)
1 わたつみ (万葉集)	豊旗雲
2 秋から春へ (徳富健次郎)	大君のへに
3 一門の花 (平家物語)	秋のみのり
4 すすきの穂 (良寛・大隈言道他)	尊徳先生の幼時
5 湖畔の冬 (久保田俊彦)	一万と箱王
6 大君のへに (太平記)	俳句への道
7 真賢木 (河井又平)	城の松
8 土風 (駿台雑話)	姫路城
9 馴鹿橋 (中谷宇吉郎)	測量生活
10 創始者の苦心 (蘭学事始)	和歌の四季
11 尊徳先生の幼時 (富田高慶)	亡きあと
12 _____	根分けの後の母子草
13 _____	屋島

中等国文三 (11)

1 字智の大野 (万葉集)	観の音
2 草薙の太刀 (古事記)	大国主命
3 東郷司令長官戦闘詳報 (東郷連合艦隊司令長官戦闘詳報)	鈴の屋
4 源家のほまれ (平家物語)	浮島が原
5 浮島が原 (義経記)	小袖蘇我
6 磯もとどろに (源実朝)	船路
7 大塔宮 (太平記)	鯉れふ
8 文武の道 (神皇正統記)	涼風
9 乃木将軍 (森林太郎)	心の小径
10 心の小径 (金田一京助)	忠度
11 学者の苦心 (芳賀矢一)	磯もとどろに
12 明治天皇御製	士風
13 _____	左の手
14 _____	道
15 _____	碓氷より
16 _____	み山のしづく
17 _____	禁庭の野分
附録	
1 佐久間艇長の遺書 (岩田豊雄)	五名の挺身隊
2 俳句行 (富安謙次)	海ゆかば
3 青芝の山 (矢澤邦彦)	俳句行
4 ビルマ国誕生の日	ビルマ国誕生の日

中等国文四 (11)

1 鞆の音 (万葉集)	大宮の
2 大国主命 (古事記)	人臣の道
3 人臣の道 (神皇正統記)	草薙の太刀
4 菊池一族 (太平記)	高名の木のほり
5 月天心 (蕪村)	月天心
6 樹氷の世界 (中谷宇吉郎)	式子内親王と和名抄
7 たぎりたった時代の人 (幸田成行)	野宮から齋宮村へ
8 長柄堤 (坪内雄蔵)	縣居大人
9 松陰と家庭	宣長翁の母刀自の諫め
10 高名の木のほり (徒然草)	樹氷の世界
11 道 (芳賀矢一)	巴の勇戦
12 _____	長柄堤
13 _____	百済観音の思ひ出

中等国文五 (11)

1 若菜 (古今和歌集)	若菜
2 やまとうた (紀貫之)	やまとうた
3 春は曙 (枕草子)	春は曙
4 国文学の伝統 (芳賀矢一)	美の力
5 恩賜の御衣 (大鏡)	恩賜の御衣
6 光頼卿参内 (平治物語)	あづまぢ
7 月の前 (上田秋成)	青芝の山
8 名器を毀つ (薄田淳介)	天の香具山
9 天の香具山 (新古今和歌集)	月の前
10 敷島の道 (増鏡)	花に寄する心

中等国文三 (12)

11 吉野の奥 (後醍醐天皇ほか)	敷島の道 (増鏡)
12 説話三則 (古今著聞集 ・十訓抄・宇治拾遺物語)	吉野の奥
13 靱猿 (狂言)	国文学の伝統
14 不惜身命 (山本勇造)	先達
15 先達 (徒然草)	説話三則
16 奥の細道 (松尾芭蕉)	靱猿
17 固有の偉大さ (和辻哲郎)	奥の細道
18 _____	固有の偉大さ

こうして巻一から巻四までを見ると、1冊あたり

	『中等国文』(11)	『中等国文』(12)
巻一	12+5	16+4
巻二	11	13
巻三	12+4	17+4
巻四	11	13

となっていて、附録を除くと、

奇数巻—男子用12、女子用16・17教材、

偶数巻—男子用11、女子用13

となっている。これに比べて、巻五は、

	『中等国文』(11)	『中等国文』(12)
巻五	17	18

となっていて、1巻としてはやや多い教材数(約1.5倍)、ただし女子用の巻一・巻三にはほぼ見合う教材数である。とはいえ、2巻を合冊したものと見るならば断然少ないと言えよう。いずれにしてもその中間、中途半端な教材数ではある。1学年と判断するのに躊躇するのも無理はない。

そこで本稿では、先行研究も合わせながら、『中等国文』の全体構造、とりわけ巻五、および『国文六』について明らかにしていくことが課題になる。つまり、三年生以降の教科書がどうなっているのかということである。ただこの時点では、『中等国文五』が、中学三年生前期用か、それとも前・後期用(合冊)か、その決め手はない。

(5) 戦後暫定教科書と『中等国文』との関連

ここで視点を転じて、戦後の国語教科書との関連について見てみよう。戦後の昭和21年度に用いられたいわゆる暫定教科書(『中等国語』(一～三)『国語』四)は、この『中等国文』一～五 および国文六との関連が大きい。とりわけ前編の国文篇はことさら大きく、『中等国文』を抜きにしては語れない。この関連を図示すると、次のようになる。

- 1年 暫定『中等国語一』〔前〕←『中等国文一・二』
- 2年 暫定『中等国語二』〔前〕←『中等国文三・四』

3年 暫定『中等国語三』〔前〕←『中等国語五』

4年 暫定『国語四』 ←『国文六』

この関係は、国民学校教科書においても同様である。

3年に着目してみよう。

○暫定『中等国語三』(11) 一男子用

1 若菜←『中等国文五』-1

2 やまとうた←五-2

3 春は曙←五-3

4 先達←五-15

5 奥の細道←五-16

6 固有の偉大さ←五-17

○暫定『中等国語三』(11) 一女子用

1 若菜←『中等国文五』-1

2 やまとうた←五-2

3 春は曙←五-3

4 花に寄する心←五-10

5 先達←五-14

6 奥の細道←五-17

男子用・女子用いずれも、すべて『中等国文五』だけからの継続である。三年生から三年生への継続、この観点からすれば、紛れもなく『中等国文五』はこの1冊で三年生用全体だった(前期用ではなく)ということになるのである。

また、同様に、暫定『国語四』について見てみると、次のようになっている。

○暫定『国語四』中等学校男子用・女子用

暫定『国語四』の男子用・女子用は同一である。

1 倭建命←『国文六』男子用1, 女子用1

2 白珠←『国文六』男子用2, 女子用2

3 賀宴←『国文六』男子用5

4 源氏物語論

5 白良の浜←『国文六』男子用5, 女子用6

6 水屋の働き←『国文六』女子用9

7 年来稽古

8 一筋の道←『国文六』男子用15, 女子用13

2教材については、直接的な関連が認められないが、後の6教材は、明らかに『国文六』の影響を強く受けていると判断して良からう。

4年 暫定『国語四』←『国文六』

つまり、『国文六』は、『中等国文五』を受け継ぐ四年生用であったのである。

(6) 森下日記と『中等国文五』

『中等国文五』の編修過程が詳細にわかる「森下日記」から関連部分を抄出し、考察メモを添える¹¹⁾。

1944.6.2

中教会社出勤。中等国文巻五原稿。古今集抄、新

古今集抄、新葉集抄整理。同平家物語抄考案、「平重盛の条」「同維盛の条」「六代の条」「建礼門院の条」を考えたり。この中やはり「重盛の条」がよかるべきか。太平記抄の案は、「藤原藤房諫言の条」並に「隠通の条」及び「金崎東宮の条」とするも、「藤房の条」は内容が後醍醐天皇御政治を批判し奉りたるもの故、文部省にて認可すまじと思う。徒然草抄は道義的教訓・趣味・説話・自然と種類を別って類集して見たが、やはり教訓と趣味とがよくはないかと思う。

《考察メモ》「古今和歌集」・「新古今和歌集」・「新葉集」・「平家物語」・「太平記」・「徒然草」などの候補作品が挙がっている。五種選定教科書からの出発ではなく、あくまで中学生に読ませたい作品からスタートしていることがわかる。

1944.6.14

大鏡から中等国文巻五に採択し得る所を探る。やはり、右大臣時平公の条から菅公の事を叙した部分がよさそうである。

《考察メモ》「大鏡」が加わっている。

1944.6.16

中教会社に出勤す。中等国文巻四印刷原稿、前半校正完了、中教に渡す。中等国文巻五材料「枕草子抄」をつくる。自然観察を主としたる条のみを集めて一集としたるもの。中学第三学年用としては恰当のものなりと思う。

午後五時帰宅。よる、中等国文巻四印刷原稿後半校正。

《考察メモ》「枕草子」が加わっている。「中学第三学年用としては恰当のものなり」と、巻五が中学三年生用であることが示唆されている。

1944.6.22

中教会社出勤。朝より眠たくて、一日ろくな仕事もせず。無為に過ぎて午後五時帰宅。どうも身体の具合がよくない様なのと、今度の中等国文巻五編纂についてしっかりした目あてがつかないので、仕事をどうしたらいいかはっきりしないているためである。

《考察メモ》「今度の中等国文巻五編纂についてしっかりした目あてがつかない」というのは、作品本意で、編纂趣旨のようなものが示されていないことが推察される。

1944.6.25

午前杉並区和泉町に西尾君を訪問し、中等国文巻五材料を渡す。なお同巻編纂について協議して帰る。

1944.6.26

中等国文巻五の材料をとるため、『増鏡』を読む。満足すべき採択個所を得ず。

《考察メモ》増す鏡が加わっている。

1944.7.5

中教会社出勤。中教寺島氏に託し、狂言「朝比奈」中等国文巻五材料、西尾先生に提出。

《考察メモ》狂言「朝比奈」が対象になっている。古代から中世・近世に向かって、文学史的な視点から作品を探しているようである。

1944.7.22

中教会社出勤。昨日文部省における会議において、中等国文巻五の編成、大体次の通り協定したりとの事なり。

中等国文五 1、やまとうた(古今集序) 2、若菜(古今集抄) 3、春は曙(枕草子抄) 4、恩賜の御衣(大鏡抄) 5、光頼卿の参内(平治物語) 6、源為朝(幸田露伴) 7、天の香具山(新古今集抄) 8、月の前(上田秋成) 9、敷島の道(増鏡) 10、吉野の奥(新葉集抄) 11、言霊(井上毅) 12、そろそろの道(今昔、著聞、宇治拾遺抄) 13、朝比奈(狂言) 14、不惜身命 15、先達(徒然草) 16、奥の細道 17、城(和辻哲郎)

右のうち、余の考えにては上田秋成の「月の前」及び和辻哲郎の「城」はどれも感心しないものなり。「月の前」は、事実及び性格の描写明瞭ならず、かつその思想、信念が透徹して居らざるなり。「城」は観察の機微、説明の巧妙はあるが、信念が足りない。勇気が足りない。阿世の臭いさもある。

狂言の「朝比奈」も「狂言記」にあるものとは大分違っているものであって、読み物として観ては、余程力のない、諧謔の機微を逸したものとなりえている。

《考察メモ》

ここは大事である。『中等国文五』の骨格が見えているからである。

- 1 やまとうた(古今集序) → 『中等国文五』 2
- 2 若菜(古今集抄) → 1
- 3 春は曙(枕草子抄) → 3
- 4 恩賜の御衣(大鏡抄) → 5
- 5 光頼卿の参内(平治物語) → 6
- 6 源為朝(幸田露伴) → ×
- 7 天の香具山(新古今集抄) → 9
- 8 月の前(上田秋成) → 7
- 9 敷島の道(増鏡) → 10
- 10 吉野の奥(新葉集抄) → 11
- 11 言霊(井上毅) → ×
- 12 そろそろの道(今昔、著聞、宇治拾遺抄) → 12 ?
- 13 朝比奈(狂言) → 13 ?
- 14 不惜身命 → 14

15 先達(徒然草) → 15

16 奥の細道 → 16

17 城(和辻哲郎) → 17

森下が否定的であった三教材(月の前、城、朝比奈)のうち、結果的には「月の前」は採録されている。後二者(城、朝比奈)は不採録。ただし「城」の代わりに同じ作者(和辻哲郎)の「固有の偉大さ」が採録されている。

1944.7.29

中教会社出勤。中等国文巻五材料「若菜」(古今集抄)、「季節感」(岡崎義恵)、「為朝の歌」(幸田露伴)、「成りきる心」(出隆)、プリント校正。

《考察メモ》近代文学からも取材されようとしている。古代から次第に現代へという道筋のようである。

1944.7.31

中教会社出勤。西尾氏来社。中等国文五の材料として先日選びたる岡崎義恵氏の「季節感」についての意見を求められる。説明はしっかりとしておれど中学三年生にとっては難解ならんと答う。さらば木村素衛氏の「花に寄する心」を見置けとの事なり。通読するに、案外に甘たるきものにて感心せず。やや阿世の臭気さもある心地す。

《考察メモ》「季節感」は採録されず、「花に寄する心」は女子用の巻五に採録される。森下は、男子用の作品選択を中心に作業を進めたようである。

1944.8.9

三郎、今度も我等の郷里へ疎開する事を極力勧め呉れたり。これは我等も前々より考え居る所、中等国文教科書編纂の方も本年度の分は事実、もはや小生の力を要とせざる事なれば、この際疎開する事よろしからんと思う。

《考察》「中等国文教科書編纂の方も本年度の分は事実、もはや小生の力を要とせざる」とあり、「今度の中等国文巻五編纂についてしっかりした目あてがつかないので、仕事をどうしたらいいかはっきりしないでいる」(6.22)という状況と呼応しているように思われる。

1944.8.12

中教会社出勤。今日は身体だるく精神朦朧として何の為す所もなし。

実は中等学校国文教科書編纂の仕事も本年度は昨年度と様子変わり、大体は文部省において編纂委員西尾氏・島津氏と文部省の図書監修官との間にて協議の上決定しおり。校正・編集の実際は中等教科書株式会社編集局国語科員の手にて行われ余の手を出すべき余地は殆ど無し。さればこの頃毎日何等仕事の予定もなく出勤しおるにて、不満倦怠言うばかり

無し。これ、余が疎開して郷里へ帰るべき機会として与えられたる状態なるべし。

《考察》ここも『中等国文五』の編纂において、重要な情報が提示されている。編纂委員の顔ぶれ、役割分担が明らかになっている。これによると、

○教材の選定・決定－編纂委員西尾氏・島津氏と文部省の図書監修官との間で協議

○校正・編集－中等教科書株式会社編集局国語科員
森下は、かつてはこの編纂過程の要所に自らの身を置いてきたのであった。が、いつの日からか、教材について意見を聞かれる程度になっていったものと思われる。なす事のない日が続き、帰郷を決心することになった者と思われる。

なお、この『中等国文』の編纂者についてであるが、編纂委員長を務めた西尾の回想、それに森下の他の日の日記などから、そのメンバーのおおよそが知られる。まず資料となる部分を引用してみよう。

この年（引用者注：昭18）、中学校教科書が、検定制から国定制に切りかえられ、岩波書店刊の男子用の『国語』も発行停止（注：巻1～巻4）となった。文部省の手で「中等学校教科書株式会社」がつくられ、委員会制度の下で国定の中等学校各教科の教科書が編集・出版されることになったが、その編集委員長となって、島津久基などととも、国語の監修官井上越に協力した¹²⁾。

1944.3.24

午前一〇時、中教広居君と共に文部省に至り、中等国文主査委員会に列席す。西尾君病気のため代理なり。

委員諸橋徹次先生、久松僭一先生、中等国文女子用編纂委員島津久基先生、文部省編集局長井上氏、監修官松田氏、同石森氏会同なり。

すなわち、以下のメンバーであったようである。

○委員長—西尾実

○中学校編集委員—諸橋徹次先生、久松僭一

○高等女学校編集委員—島津久基

○文部省—井上越、松田武男、石森延男

1944.8.16

中教会社にて午頃西尾君来たる。中等国文五材料として芳賀矢一先生の「日本国と和歌」なる一文を提示せらる。

《考察メモ》巻五に限らないが、この『中等国文』全体で見れば、芳賀矢一（1867～1927）の文章の多さが目立っている。産土神と氏神（巻一）、学者の苦心（巻三）、道（巻四）、国文学の伝統（巻五）と、ほぼ毎巻採録されている。偶然なのだろうか。

1944.9.5

中教会社出勤。中等国文五審議会の様子をきく。大分変更があった。

露伴の「為朝」がやめられて、薄田泣菫の「名器を毀つ」が入り、井上毅の「言霊」がやめられて、出隆の「成りきる心」が入り、狂言の「朝比奈」がやめられて「靉猿」が入った。泣菫の「名器を毀つ」は実にいやなもので、出隆の「成りきる心」も理屈だけのようと思われる。変わって代わりばえするように様には思われない。

《考察メモ》新しく「名器を毀つ」と、「靉猿」が加わる。

「名器を毀つ」→『中等国文五』—8

「成りきる心」→×

「靉猿」→13

芳賀矢一「国文学の伝統」に改められてこれが4に入り、ここに『中等国文五』が完成することになる。

「中学三年生用」と『中等国文五』との密接な関連がここには伺われる。『国文六』の話題は、管見の限り、見られない。つまり、巻六についても、また四年生についても全く触れられていない。こうしたことから判断する限り、この『中等国文五』はやはり単独で中学三年生用の可能性が大きいということになる。

(8) 教科書目録

もう一つ、次年度使用の教科書を掲載した公文書がある。五種選定教科書のところでも取り上げたものである。昭和20年度が対象で、戦時期の資料はなかなか得られない。戦意高揚に関するものなど、ことさらである。筆者自身も、本資料をGHQ/CIE資料からやっと見出した。これによると、次のように示されている。

○『昭和二十年度使用高等女学校教科用図書目録』（昭和19年7月、文部省）

一、本目録ハ昭和二十年度ニ於テ使用スベキ教科用図書ヲ各学年別ニ記載シタルモノナリ

○修業年限四年ノ高等女学校

国民科国語（国文・文法・漢文）

科目	学年	教科用図書名	著者
国文	第一学年	中等国文 一、二	文部省
	第二学年	中等国文 三、四	文部省
	第三学年	中等国文 五	文部省
国文	第四学年	国文 六 中等学校女子用	中教
	第一学年	中等文法 一	文部省
文法	第二学年	中等文法 二	文部省
	第三学年	中等文法 三	文部省
漢文	第三学年	中等漢文 一	文部省
	第四学年	中等漢文 二	文部省

中学校については未見であるが、これまでの教科書

目録から類推して、高等女学校四年生用と同種のもの
と推断して差し支えないように思う。教科書番号の
(11)と(12)が異なる程度である。「国文」だけを補
うと、次のようになろう。

○修業年限四年ノ中学校国民科国語(国文)

科目	学年	教科用図書名	著者
国文	第一学年	中等国文 一、二	文部省
	第二学年	中等国文 三、四	文部省
	第三学年	中等国文 五	文部省
	第四学年	国文 六 中等学校男子用	中教

これによれば、二年生までと、三・四年生とでは、
冊数の状況が明らかに異なっている。ここがわかりに
くさの根幹であった。どうして3年生は1冊であり、
また4年生は国定でなくて検定なのか、この点は依然
として課題である。

ただ、この文書は次年度のあくまで予定である。こ
の文書が出された7月は、まだ『中等国文五』編纂の真っ
最中であった。

一応これまでのことをまとめておこう。昭和18年度
～同21年度の教科書の実態を表示すると、次のように
なる。

年度	中1	中2	中3	中4	中5
16～18	五種1・2	五種3・4	五種5・6	五種7・8	—
19	中文1・2	中文3・4	五種5・6	五種7・8	—
20	中文1修・2	中文3修・4	中文5	国文6	—
21	暫『中国4』	暫『中国2』	暫『中国3』	暫『国語4』	—

(五種一五種選定、中文一中等国文 昭和を省略)

3. 「国文六」について

以上のように、『中等国文五』が三年生用だとい
うことになれば、『国文六』は四年生用だとしてよか
らう。

先に考察の対象とした戦後の暫定教科書との関連
を見ても、この両者の関連は明らかであった。中等国
文五と国文六、この二冊がそれぞれ一冊ずつで中学三
年生用・四年生用となり、20年度用の中等学校国語
教科書を完成させたと見て良からう。

先にも取り上げたが、それではなぜ、四学年だけ
国定ではないのか。あえて言うならば、おそらく間に
合わなかったからであろう。20年用をめざして、国
定教科書の『中等国文五』でさえぎりぎりであった。
編集室にもなっていた、また教科書を発行していた中
等学校教科書会社の手を借りたと見ることができると
はないか。

『国文六』の目次を掲げてみよう。

国文六 中等学校男子用

国文六 中等学校女子用

1 撃ちてし止まむ(古事記)	いでまし
2 たぎつ河内(万葉集)	青垣山
3 古典と創造的精神(高木市之助)	古典と創造的精神
4 恩賜の御衣(大鏡)	正月一日
5 白良の浜(催馬楽・梁塵秘抄)	賀宴
6 橋合戦(平家物語)	白良の浜
7 早蕨(金槐和歌集)	大原御幸
8 深穩(阿部次郎)	法語抄
9 法語抄(歎異抄・正法眼蔵随聞記)	水屋の働き
10 鉢の木(謡曲)	摂待
11 由利の八郎(吾妻鏡)	葉隠抄
12 葉隠抄(山本常朝)	奥の細道
13 興津彌五右衛門の遺書(森林太郎)	一筋の道
14 奥の細道	直毘霊
15 一筋の道(頼原退蔵)	尊きこの身
16 直毘霊(本居宣長)	松陰と家庭
17 尊きこの身(平賀元義・佐久間東雄)	歴史への責任
18 歴史への責任(玉井勝則)	

こうして教材を一覧すると、新たな問題が生じる。
『中等国文五』と同一の教材文が存在するのである。
この点は、内藤も先にも引用したように、「『中等国文
五』と『国文六』を比較したとき、重複する教材も多
く、計画的な教科書作成ではない¹³⁾と述べている。
多いというほどではないが、重複はある。

男子用の場合、「恩賜の御衣」(同一)と「奥の細道」
(一部異なり)の二編である。少ないと見る方もあ
らう。『中等国文五』は17教材、『国文六』は18教材
である。そのうちのわずか2教材(1割強)である。女
子用に至っては、『中等国文五』は18教材、国文六は
17教材、その中でわずか「奥の細道」1教材のみ(0.5
割)である。数としては小さい。しかし、同一教材を
3年生でも、また4年生でも学習するということはあ
りえない。発行日を見ればともに昭和20年1月であ
る。教科書としてはぎりぎりの日である。これをどう
とらえるか。共通する『奥の細道』から考えてみても、
教材文に意味があるとは思えない。となると、単なる
偶然と考えて良いのか? それにしても、教科書編集と
しては最低限の約束(教材の重複)が果たされていない
現実はやはり不可解というほかない。しかし、無理
を承知で何とか理解しようとする、編纂者によほど
思い入れがあったか、あるいは単なる偶然だったのか、
その二つに一つしかないように思う。となれば、後者
だろうか?

おわりに

以上、『中等国文』については5冊の発行が確認されていながら、これが何年生にあたるのか、必ずしも明らかにされてこなかった。通常通りの解釈でいけば3年生前期用なのか、それとも完成年度を想定して5年生用なのか、確定がこれまで難しかった。これについて、本稿で、教育事情・教科書事情、発行供給の実態、暫定教科書との関連、森下二郎日記での傍証、さらには「昭和20年度教科書目録」で、3年生用であることが判明、同時にこれを実証した。結局、『中等国文』は、全部が発行されていたのである。したがって、「森下日記」にも触れるところがなかったのである。森下は、一応、『中等国文』の編纂に最後まで携わっていたのである。仕事としては、一応完了していたのであった。

また『国文六』の位置に関しても、『中等国文』の巻五に継続するものとして大過は無かろう。そして、これが中学校4年生用だとしたら、これの続刊（七以降）はないことになる。

例えば『中等国文』は実に数奇な運命をたどった教科書であった。

- 1 最初の中学校国定教科書でありながら、物資不足の中で、色刷り、挿絵など、また戦時下ゆえの思想統制で、思うにまかせない編集であったこと。
- 2 当初は、学年二冊を想定していたものと思えるが、中学3年生は1冊となり、しかも4年生は検定教科書として編纂されていたこと。
- 3 巻5、6は、編集はされたものの、結局発行・供給・使用されないままだったこと。

【注】

- 1) 前々稿（「広島大学大学院教育学研究科紀要」第56号、2007.12）は『中等国文』の教材選定・執筆

に深くかかわったとみられる森下二郎（1885～1962）の日記を資料にして、『中等国文』の編纂過程に関する考察を試みた。次いで前稿（「広島大学大学院教育学研究科紀要」第75号、2008.12）は新たに見出した『中等国文』編纂趣意書（1・3）に基づき、『中等国文』の目標（編纂理念）・内容（教材）、及び指導法（指導上の留意点）について考察した。

- 2) 昭和戦前期の中学校国定国語教科書はこの教科書しか発行されていない
- 3) 巻一・巻三の編纂趣意書を森下文庫（当時文部省嘱託として『中等国文』の編纂作業に文部省の嘱託として従事していた森下二郎の資料を保存している）の中に見出した。『中等国文』の編纂趣意書が、一部ながら（巻一と巻三を確認、巻三と巻四は依然として未確認）確かに存在したことを明らかにするとともに、目標・内容・方法等について、分析・考察した。
- 4) 文部省『学制八十年史』、1954.3.15、大蔵省印刷局、pp.381～382
- 5) 昭和十六年度二使用すべき教科用図書中学校長ニ於テ本目録中ヨリ選定シソノ冊数ヲ本目録ノ該記入欄ニ記入シ本年十一月十日マデニ到達スルヤウ」というまえがきがある。
- 6) 『西尾実国語教育全集』第10巻、1976.6、教育出版、p.523
- 7) 4に同じ、p.382
- 8) 4におなじ、p.383
- 9) 『国語教育史資料 第二巻 教科書史』、1981.4、東京法令出版、p.421
- 10) 内藤一志「国定教科書『中等国文』考」、『語学文学』（北海道教育大学語学文学会、2003）41号、p.5
- 11) 1の前々稿、pp.118～119を参照。
- 12) 6に同じ、p.526
- 13) 10に同じ、p.5